

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

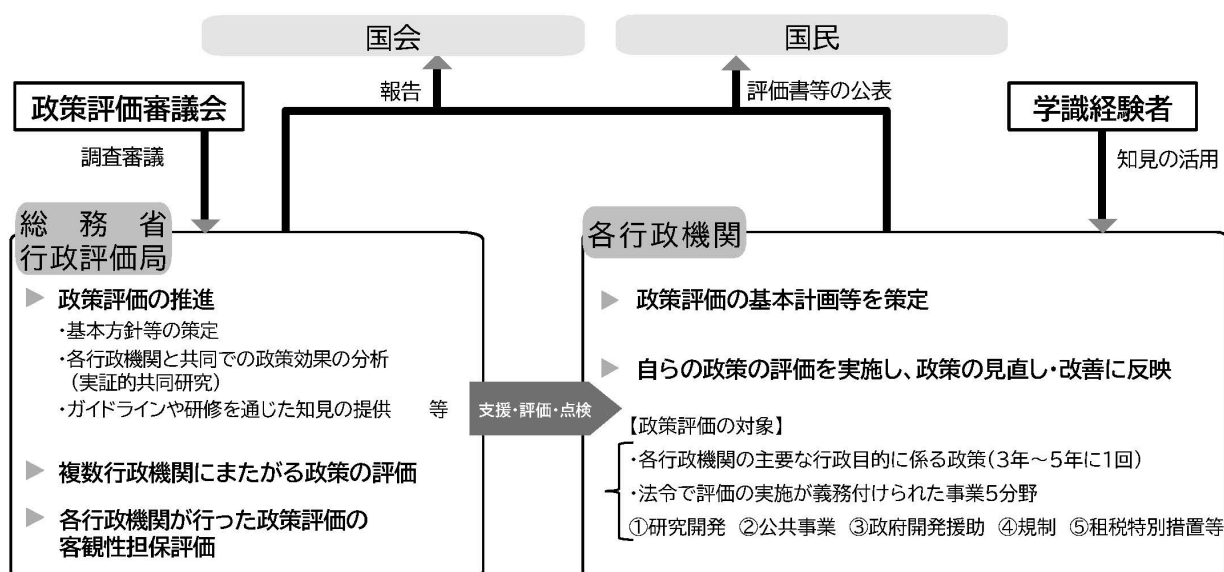
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【IV-1（45ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以

下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【Ⅲ－1－(1)－ア（8ページ以下）参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【Ⅲ－1－(1)－イ－(ア)（8ページ以下）参照】

(ウ) 事後評価の実施

行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないこととされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行っている。

【Ⅲ－1－(1)－イ－(イ)（8ページ以下）参照】

(エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項並びに政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【Ⅲ－1－(3)（12ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の

内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【Ⅲ－２－（１）（39ページ以下）参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの又は2以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【Ⅲ－２－（２）－ア（40ページ以下）参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、総務省が当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこととされている。

【Ⅲ－２－（２）－イ（43ページ以下）参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

総務省に設置されている審議会であり、法の規定に基づき、総務大臣は、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）の策定・変更に当たっては、その案をこの審議会の意見を聴いて作成することとされている。

このほか次に掲げる事項について調査審議すること及びこれらの事項に関し、総務大臣に意見を述べることをつかさどっている。

- ・ 政策評価に関する基本的事項
- ・ 統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項
- ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視に関する重要事項

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の策定を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度には 3,940 件となった^(注)。平成 21 年度に公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の減少等により 2,645 件となって以降は 2,000 件台で推移しており、令和 7 年度は 2,426 件となっている。

(注) 平成 20 年度は、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことを主な要因として、7,088 件となっている。

【IV－1（45 ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降令和 7 年度までに、35 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

【IV－1（45 ページ以下）参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（平成 22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

【IV－1（45 ページ以下）参照】

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、主として、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限を踏まえ、その多くが実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【Ⅲ－２－（１）（39 ページ以下）参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期

